

外郭団体の見直し検証(団体ヒアリング)

長野県土地開発公社

長野県土地開発公社(以下「公社」という。)は、国・県が実施する諸施策に伴う事業を推進するため、当公社に与えられた補完・代行機能を発揮し、用地先行取得業務を中心として事業を展開している。

(事業及び改革の実施状況)

1 実施している事業

先行取得事業

- ・ 県の用地先行取得 …… 土木用地、施設用地(県施設、警察施設、教育施設)
- ・ 国の用地先行取得 …… 国道バイパス、公園等

最近の用地先行取得事業(実績)

(単位:百万円)

事業主体	事業	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
長野県	国債・県債等	4,808	4,372	2,521	510	414
長野国道事務所	直轄事業	3,214	851	1,193	2,082	2,754
計		8,022	5,223	3,714	2,592	3,168

県の用地取得業務の現年度支援

- ・ 建設事務所、新幹線事務所、高速道事務所へ職員を配置
- ・ 用地経験を活かした相談・助言

2 県の重点施策事業への協力

- ・ 県の重点施策事業への最大限の職員配置
- ・ 高速道事業、新幹線事業、流域下水道事業、空港建設事業に年間10名(ピーク時)を配置

3 職員の知識と経験

公共用地を取得する業務は、土地の評価、補償物件の調査・算定、相手方との交渉、契約の締結、登記、補償金の支払いに至る一連の業務があり、特に、用地交渉はあらゆる問題を解決しながら進めなければならない困難な業務である。粘り強く説得を要する内容が多く、深い知識と経験を要し、忍耐力・説得力が要求される業務でもあり、公社職員は、その知識と経験を活かし、国・県の要請に応じてきている。

4 長期保有土地

- ・ 産業団地については、県に協力して早期分譲に努めている。
- ・ 新幹線未処分代替地については、年度内の処分を予定している。

[未処分の保有面積と帳簿価格]

(単位:百万円)

区分	平成15年度末	平成18年度末
産業団地	60.7ha 18,024	43.4ha 11,754
代替地	5,384㎡ 618	1,243㎡ 141

5 組織のスリム化

職員数

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
36名	32名	27名	20名	19名

(平成17年度以降、早期退職者4名、再就職者5名)

- ・ 長野事務所の本社ビルへの移転(平成19年度)
- ・ 物件費の削減(公用車の削減等)

6 再就職支援等

- ・ 再就職のための教育訓練制度、休暇制度及び希望退職制度を創設
- ・ 県職員採用選考の実施により19年度1名採用

(改革プラン実施にあたっての課題)

1 県事業の用地取得

- ・ 土木事業を行う公社職員が不在の建設事務所においては、比較的用地取得の経験が浅い職員が多いため、公社退職職員を臨時的に雇用し、専門性をカバーする状況が生じている。

2 直轄事業の先行取得

- ・ 長野東バイパスの用地先行取得については、当公社が新たに受託できないために、長野県土地開発公社が対応することとなったが、今後、長野市以外の地域では、市町村土地開発公社が脆弱なため国の直轄事業が受託できない状況にある。このため国の直轄事業の用地買収に困難が予想される。

3 公社機能の再評価

- ・ 今後約40億円/年(土地対策室推計)程の事業量が見込まれるが、公社廃止後の体制が明確化されていない。
- ・ 公共事業の用地取得業務における、公拡法に基づく公社機能の必要性・有効性について見直す必要がある。

(公社の機能と貢献)

1 先行取得事業の必要性

- ・ 用地先行取得により、計画的かつ効率的な事業の進捗を図ることができる。

2 事業量

- ・ 先行取得事業については、県の行財政改革プランからみて、今後も需要はあると考えられ、高規格幹線道路網の整備、生活道路・河川などの整備、国の直轄事業など、公共事業の必要性も依然としてある。
- ・ これらの事業を円滑に進めるためには、用地の計画的な先行取得は不可欠である。

3 公社の機能と県等のメリット

公社の機能	県・県民のメリット等
・ 民間金融機関からの機動的な資金調達ができる。	・ 年度当初から事業着手可能なため、県直営より短期間での先行取得が可能となる。
・ 用地取得の知識や経験を有する専門家集団	・ 短期間で効率的に用地買収を進めることができる。
・ 先行取得事業のほか、現年度事業も受託できる。	
・ 機動的な職員配置が可能	・ 県の重点事業への専門職員の配置に即応できる。
・ 同一事業への職員の継続的な対応が可能	・ 地域に密着して事業の進捗を図れる。
・ 国の直轄事業の受託	・ 複数市町村に関連する事業の受け皿とすることができる。
・ 単発的な施設事業(県施設、警察施設、教育施設)についても即応性がある。	・ 県は用地職員を置くことなく計画的に用地取得ができる。
・ 土地開発公社を持たない町村からの受託ができる。	・ 町村にとって設立しなくも対応が可能である。
・ 公拡法に基づく土地の先買い制度での財源措置が容易である。	・ 円滑かつ計画的な用地取得が可能となり、事業が計画どおり実施される。

4 公社の貢献

- ・ 用地買収の豊富な経験、知識を有し実績もある専門家集団としての公社機能を活用することは県民にとっても有益と考える。
- ・ 公社職員は地権者からの様々な要望、質問に的確に対応できることにより県民の信頼を得ることができる。